



発行 新潟県  
**第 44 号**  
 平成25年6月7日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 774 休猟区の指定（環境企画課）
- 775 特定猟具使用禁止区域の指定（環境企画課）
- 776 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 777 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 778 保安林の指定予定（治山課）
- 779 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 780 交換分合計画の認可（農地整備課）
- 781 土地改良事業の工事完了届（農地整備課）
- 782 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 783 道路の区域変更（道路管理課）

公 告

- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 特定施設の新設（商業振興課）
- 公聴会の開催（都市政策課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

正 誤

平成25年5月17日付け県報第38号告示中（治山課）（治山課）

告 示

◎新潟県告示第774号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成25年6月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大平山休猟区

(1) 区域

村上市鑄物師地内の市道菅沼線と県道大栗田村上線の交点を起点とし、同県道を南東に進み、県道大栗田下関停線との交点に至る。ここから、同県道を南に進み岩船郡関川村との境界に至る。ここから同境界線を

西に進み、市道河内15号線へと接続する小道との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道河内11号線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み河内集落を経て、市道葛平線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道殿岡南平線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、市道南平9号線との交点に至る。同市道を北東に進み小道との交点に至る。ここから小道を北に進み、林道との交点に至る。ここから同林道を北西に進み市道菅沼11号線と交点に至る。ここからおおむね北に進み、菅沼集落を経て起点と結ぶ内部一円とする。

## (2) 面積

2,283ヘクタール

## (3) 存続期間

平成25年10月15日から平成28年10月14日まで

## 2 石戸山休猟区

## (1) 区域

東蒲原郡阿賀町上戸谷渡地内の国道49号線取上橋津川側橋詰を起点とし、町道石間取上線を北に進み、石戸地区に至る。ここから林道石戸中ノ沢線を北東に進み、芽峠を経て中ノ沢地区内旧中ノ沢橋を渡る。ここから右折して県道中ノ沢内川線を南下し、途中町道川口岩津線に右折し、上島、岩津を経て岩谷地区に至る。ここから国道49号線を取上方面に進み、五十島トンネル手前から旧国道49号線へと迂回し、トンネル終点から再び国道49号線に戻り起点と結ぶ一円とする。

## (2) 面積

1,256ヘクタール

## (3) 存続期間

平成25年10月15日から平成28年10月14日まで

## 3 大崎山休猟区

## (1) 区域

三条市大字籠場地内の清流大橋を起点とし、五十嵐川左岸堤防に沿って、市道道心坂線に至る。ここから同市道を北西に進み、県道大面保内線の交点に至る。ここから同県道を北に進み、渡瀬橋を経て、国道289号線に至る。同国道を更に北東に進み、上保内地内で同県道を西に進み信越本線に接しこれに沿って北東に進み、加茂市の境界に至る。ここから稜線に沿って南に進み、姫ノ城山、里山、猿平山、十六山を経て、起点と結ぶ内部一円とする。

## (2) 面積

1,600ヘクタール

## (3) 存続期間

平成25年10月15日から平成28年10月14日まで

## 4 山本山休猟区

## (1) 区域

小千谷市山本地内山辺橋を起点とし、ここから国道117号線を東南東へ進み、吉平及び細島部落を経て県道岩沢(停)芋坂線との交点に至る。ここから同県道を南西に進み、県道小千谷十日町津南線との交点に至る。同県道を北に進み、市道栄町四ッ子線との交点に至る。同市道を東に進み、市道谷内外郭線との交点に至る。同市道を南東に進み、市道谷内西中線との交点に至る。同市道を南南西に進み、さらに東に進み市道池ヶ原山本線との交点に至る。同市道を北東に進み、さらにJ R山本山第2調整池沿いを進み、市道山本山観光道路線との交点に至る。同市道を北西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

## (2) 面積

957ヘクタール

## (3) 存続期間

平成25年10月15日から平成28年10月14日まで

## 5 小国休猟区

## (1) 区域

長岡市小国町大貝地内の国道403号線の大三桶橋を起点とし、同国道を北へ進み、国道404号線との交点に

至る。ここから国道404号線を北へ進み、鷲之島橋に至る。ここから旧郡越路町と旧小国町の境界線に沿って東に進み、小千谷市との境界線に至る。ここから同市境界線に沿って南に進み、十日町市との境界線に至る。ここから長岡市と十日町市の境界線を西に進み、市道小国624号線との交点に至る。同市道を北に進み、国道403号線との交点に至る。同国道を北西に進み起点と結ぶ内部一円の区域から延命寺ヶ原鳥獣保護区を除いた区域とする。

## (2) 面積

3,429ヘクタール

## (3) 存続期間

平成25年10月15日から平成28年10月14日まで

## 6 下条休猟区

## (1) 区域

十日町市北原地内の国道117号線と国道252号線の交点を起点として、ここから国道117号線を小千谷市方面に進み、下条4丁目為永地内で一般県道山ノ相川・下条停車場線との交点に至る。ここから同県道を東に進み、東下組平地内で一般県道岩沢・中条線との交点に至る。ここから同県道を長岡市方面に進み、長岡市との境界に至る。ここから同境界を南に進み、長岡市・魚沼市との境界交点に至る。ここから十日町市と魚沼市の境界を南に進み、国道252号線三坂トンネルに至る。ここから同国道を十日町市方面に進み、十日町市北原地内起点と結ぶ内部一円とする。

## (2) 面積

1,700ヘクタール

## (3) 存続期間

平成25年10月15日から平成28年10月14日まで

## 7 田麦平休猟区

## (1) 区域

糸魚川市大字須川地内の県道西飛山能生線諏訪橋と能生川右岸との交点を起点とし、同県道を北東に進み、市道須川線との交点に至る。ここから同須川線を東へ進み、同国見線との交点に至る。ここから同国見線を南東へ進み、林道須川線に至る。ここから同林道を東に進み、更に歩道を経て上越市との境界線に至る。ここから同境界線を南に進み、糸魚川市、上越市、妙高市の3市の境界の交点に至る。ここから糸魚川市と妙高市の境界線を南に約1,100メートル進む。ここで西に沢を約1,300メートル進み、タジマ川上流に至る。ここから、同川右岸を下流に進み飛山ダムを経て、能生川に至る。ここから同川右岸を下流に進み、起点を結ぶ内部一円とする。

## (2) 面積

1,510ヘクタール

## (3) 存続期間

平成25年10月15日から平成28年10月14日まで

## 8 羽茂東部休猟区

## (1) 区域

佐渡市羽茂大橋地内の主要地方道佐渡一周線と主要地方道佐渡貫通線との交差を起点とし、ここから主要地方道佐渡貫通線を北東に進み、市道飯岡線との交点に至る。ここから一の宮鳥獣保護区の境界線沿いに東に進み、大平、寺尾の上、小沢、松尾沢を経て羽茂川に至る、同川を横断し主要地方道佐渡貫通線に至る。ここから同主要地方道を北東に進み、市道赤泊1号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、森林管理道上浦線との交点に至る。ここから同森林管理道を南西に進み、森林基幹道笠取線との交点に至る。ここから同森林基幹道を南西に進み、主要地方道佐渡一周線との交点に至る。ここから同主要地方道を西に進み、起点と結ぶ一円とする。

## (2) 面積

2,580ヘクタール

## (3) 存続期間

平成25年10月15日から平成28年10月14日まで

## ◎新潟県告示第775号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成25年6月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 新津川・能代川特定猟具使用禁止区域

## (1) 目的

危険防止のため

## (2) 区域

新潟市秋葉区大関地内の新津川右岸の市道大関第21号下新線と県道新津村松線との交点を起点とし、ここから同県道を北西に進み、市道本町下興野線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、県道新潟新津線に至る。ここから同県道を北ないしは北西に進み、県道新潟中央環状線の大島橋西詰に至る。ここから大島橋を渡り能代川右岸堤防に至る。ここから同堤防に沿って南東に進み、市道新津2-799号線との交点に至る。ここから同市道を東から南に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

## (3) 面積

413ヘクタール（内水面 66ヘクタール）

## (4) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

## (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 2 魚野川特定猟具使用禁止区域

## (1) 目的

危険防止のため

## (2) 区域

南魚沼市六日町地内の坂戸橋西端を起点とし、魚野川左岸堤防（河川管理道路）を北（下流）に向かって進み、六日町大橋西端、支流十二沢川および支流近尾川上の橋、美佐島橋西端を経て、南魚沼市二日町地内の二日町橋西端に至る。ここから同橋を渡り、魚野川右岸堤防を南（上流）に向かって進み、美佐島橋東端、六日町大橋東端を経て坂戸橋東端に至る。ここから坂戸橋を渡って起点と結ぶ内部一円とする。

## (3) 面積

53.0ヘクタール（内水面 49.4ヘクタール）

## (4) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

## (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 3 松波特定猟具使用禁止区域

## (1) 目的

付近住宅街の静穏保護のため

## (2) 区域

柏崎市荒浜1丁目、松波4丁目地内の国道352号と市道19-44号との交点を起点とし、同市道を東に進み市道19-42号との交点に至る。ここから市道19-42号を南に進み市道11-1号との交点に至る。ここから市道11-1を南東に進み開運橋を経て、一般県道黒部・柏崎線との交点に至る。ここから同一般県道を南西に進み市道4-2号との交点に至る。ここから同市道を西に進み国道352号との交点に至る。ここから同国道を北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

## (3) 面積

108ヘクタール（内水面 14ヘクタール）

## (4) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

## (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

◎新潟県告示第776号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成25年6月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
あるも薬局 六日町店	南魚沼市六日町1882-1	薬局	平成25年6月1日
青葉調剤薬局	五泉市村松松甲1772-19	薬局	平成25年6月1日

◎新潟県告示第777号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、妙高市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成25年6月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
7月16日（火）	午後1時から4時まで	妙高市妙高高原保健センター	妙高市全域
7月17日（水）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
7月18日（木）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	妙高市関山農研研修センター	上記の未受検者
7月19日（金）	午前9時から正午まで	妙高市文化ホールホワイエ	
7月22日（月）	午後1時から4時まで		
7月23日（火）	午前9時から正午まで		
7月24日（水）	午後1時から4時まで		
7月25日（木）	午前9時から正午まで		
7月26日から平成26年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、31日、1月2日、3日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	

- 3 実施機関  
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第778号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成25年6月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県佐渡市石名 1227 の8
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第779号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、中魚沼郡津南町の津南郷土地改良区の定款の変更を平成25年5月31日認可した。

平成25年6月7日

新潟県十日町地域振興局長

## ◎新潟県告示第780号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第99条第1項の規定により、交換分合計画を次のとおり認可した。

平成25年6月7日

新潟県新発田地域振興局長

## 1 交換分合を行う者の名称

加治郷土地改良区

## 2 地区名

紫雲寺・中川地区

## 3 認可年月日

平成25年5月29日

## 4 その他

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

## ◎新潟県告示第781号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成25年6月7日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
北蒲原郡聖籠町 聖籠土地改良区	山大夫	区画整理(基盤整備 促進)事業	平成25年3月22日

## ◎新潟県告示第782号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成25年6月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 処分をした年月日 平成25年3月11日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

木伏建築店

木伏 竹晴

## 3 主たる営業所の所在地

新潟市秋葉区矢代田592-3

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第1381号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実  
平成25年3月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年3月29日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
新潟マテリアル株式会社  
加賀田 亮一
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市西蒲区大潟2008-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第38737号
  - 5 処分の内容 建築工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年3月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年4月1日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
建築小三  
小嶋 精三
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市東区東中野山5-8-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第39762号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年4月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年4月1日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟  
吉持 達郎
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市中央区米山5-1-35
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第42760号
  - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、造園工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年4月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年4月1日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社水倉組

水倉 直人

3 主たる営業所の所在地

新潟市西蒲区巻甲5480

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第42646号

5 処分の内容 さく井工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年4月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成25年4月1日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

林工業株式会社

熊切 誠

3 主たる営業所の所在地

新潟市江南区木津工業団地1-20

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第4263号

5 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年4月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成25年4月2日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

ビセツ

松田 晃

3 主たる営業所の所在地

三条市福島新田丁314

4 許可番号 新潟県知事許可(般-20)第41452号

5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年4月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成25年4月3日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社辰口組

石黒 淳一

3 主たる営業所の所在地

長岡市与板町東与板339-3

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第7023号

5 処分の内容 建築工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年4月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---



- 
- 1 処分をした年月日 平成25年4月4日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
津野建設株式会社  
津野 樹志
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市北区下大谷内378-23
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第2187号
  - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年4月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年4月5日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社山秀  
山崎 嘉寛
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市小国町法坂1008
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第19260号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年4月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年4月8日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
大熊左官店  
大熊 勤二
  - 3 主たる営業所の所在地  
南魚沼市浦佐3064-2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第40125号
  - 5 処分の内容 左官工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年4月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年4月8日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社田中組  
田中 勝
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市水道町1-5-5
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第6497号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年4月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年4月9日
-

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社岩の原建設  
川上 清吉
- 3 主たる営業所の所在地  
上越市北方942-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第20464号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実  
平成25年4月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年4月10日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
金子建築  
金子 伸一
  - 3 主たる営業所の所在地  
五泉市赤海2-1-35
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-19)第39074号
  - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年4月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年4月10日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
日精サービス株式会社  
番場 敏男
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市十二瀬町188-2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第28122号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年4月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年4月10日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社福島建設  
福島 悟
  - 3 主たる営業所の所在地  
十日町市中条甲1267-2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第8099号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年4月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年4月12日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名

ミサワホームイング新潟株式会社

松元 正則

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区関新2-1-53

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-22)第40084号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、電気工事業、管工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年4月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成25年4月17日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

佐久間設備

佐久間 正夫

3 主たる営業所の所在地

阿賀野市大字笹岡1038

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第31117号

5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年4月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成25年4月19日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社トーススアクティス

田中 了

3 主たる営業所の所在地

上越市東雲町1-6-32

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第10820号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、電気通信工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年4月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成25年4月25日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社キョーショー

塩入 慎一

3 主たる営業所の所在地

長岡市柏町2-6-32

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第43905号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年4月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成25年4月25日

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社近藤不動産  
近藤 百合子
- 3 主たる営業所の所在地  
見附市本所1-17-20
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第43536号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実  
平成25年4月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年4月25日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社熱研  
佐々木 智子
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市中央区南出来島2-7-32
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第4997号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年4月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年5月2日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社塚田建設  
塚田 文雄
  - 3 主たる営業所の所在地  
糸魚川市一の宮5-6-4
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第25611号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、管工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年5月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年5月7日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社ダイニチエンタープライズ  
蓑輪 博樹
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市平成町109
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-20)第42893号
  - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年5月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年5月9日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社渡邊組

渡邊 節子

3 主たる営業所の所在地

糸魚川市大字土塩1760

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23)第11006号

5 処分の内容 建築工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、さく井工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び土木工事業に係る特定建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年5月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成25年5月14日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

アートコア工業

佐藤 廣

3 主たる営業所の所在地

新潟市東区大山1-1-35

4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第43758号

5 処分の内容 とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年5月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成25年5月16日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社大田電気

大田 文一

3 主たる営業所の所在地

村上市黒田396

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第275号

5 処分の内容 土木工事業、水道施設工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年5月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成25年5月17日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社三建

安達 裕

3 主たる営業所の所在地

三条市三竹1-11-9

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-22)第5572号

5 処分の内容 建築工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、ほ装工事業に係る特定建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年5月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成25年5月21日

---

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
山崎組  
山崎 総一
- 3 主たる営業所の所在地  
新潟市西区板井659
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-20)第39239号
- 5 処分の内容 土木工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実  
平成25年5月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年5月21日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
山内組  
山内 実
  - 3 主たる営業所の所在地  
加茂市大字鶴森甲218
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第16030号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年4月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成25年5月21日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社東木材  
清瀧 光明
  - 3 主たる営業所の所在地  
十日町市通り山子870-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第18499号
  - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成25年5月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

### ◎新潟県告示第783号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年6月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中深見越後田沢停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
中魚沼郡津南町大字中深見丁13番5から	新	5.8~7.2メートル	39.3メートル
同郡同町大字中深見丁9番1まで	旧	6.0~7.2メートル	39.3メートル

## 公 告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式（その19）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成25年6月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式（その19）の借上げ

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成25年9月13日（金）

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成25年6月7日（金）から平成25年6月21日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

## 3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成25年7月17日（水） 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

## 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（平成25年6月7日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

- ア 提出期間 平成25年7月4日(木) 午前9時から午後5時15分まで
- イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班
- ウ 提出方法 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
- エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

## (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成25年7月11日(木) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

## 6 入札手続等

### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

### (2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

### (3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式(その19)の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に105分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の5に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

### (4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

## 7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

## 8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の5に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 9 契約保証金

契約金額(1に掲げる新潟県LANシステム用ネットワーク機器等一式(その19)の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。



なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

LAN-System Network Devices

(2) Time and place of bidding:

10:00 a.m. July 17, 2013

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information, contact:

Information Management Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

---

**大規模小売店舗の変更について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年6月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 イオンモール新発田

所在地 新発田市住吉町5丁目11番5号

設置者 イオンリテール株式会社

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

・イオンリテール株式会社

（変更前）村井 正平

（変更後）梅本 和典

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前）イオンリテール株式会社ほか39者

（変更後）イオンリテール株式会社ほか44者

(3) 大規模小売店舗において小売業者を行う者の名称

・株式会社K-GOLDインターナショナル

（変更前）株式会社カワシマゴールド

- (変更後) 株式会社K-GOLDインターナショナル
- ・ほか1者
- (4) 大規模小売店舗において小売業者を行う者の代表者の氏名
- ・ イオンリテール株式会社  
(変更前) 代表執行役 村井 正平  
(変更後) 代表執行役 梅本 和典
  - ・ほか5者
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
- ・ 株式会社ポイント  
(変更前) 茨城県水戸市泉町3-1-27  
(変更後) 東京都千代田区丸の内1丁目9番2号 グラントウキョウサウスタワー
- 3 変更年月日
- ・ 2(1) 平成25年3月1日
  - ・ 2(2)(3)(4)(5) 平成25年4月30日
- 4 変更の理由
- ・ 2(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更による。
  - ・ 2(2)(3)(4)(5) 小売業者の社名変更・代表者及び住所の変更による。
- 5 届出年月日  
平成25年5月27日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、新発田市産業企画課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成25年6月7日から平成25年10月7日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

#### 大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年6月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
- 名称 アークガレリア長岡  
所在地 長岡市喜多町字鑑潟754番地外  
設置者 アークランドサカモト株式会社ほか3者
- 2 変更した事項
- 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
- ・ アークランドサカモト株式会社  
(変更前) 代表取締役 坂本 勝司  
(変更後) 代表取締役 坂本 雅俊
- 3 変更年月日  
平成25年2月20日
- 4 変更の理由  
代表者が変更になったため。
- 5 届出年月日  
平成25年5月30日

- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成25年6月7日から平成25年10月7日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

#### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年6月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 長岡駅前城内ビル  
所在地 長岡市城内町二丁目3番地1外  
設置者 城内ビル株式会社ほか2者
- 2 変更しようとする事項
- (1) 駐車場の位置  
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
- (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 出入口の数 10箇所  
位置 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 出入口の数 8箇所  
位置 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更を予定する年月日  
(1) 平成26年1月26日（ただし、軽微変更と認められた場合はその日以降）  
(2) 平成25年6月1日
- 4 変更の理由  
共同平面駐車場No. 3を返却せざるを得ないため。
- 5 届出年月日  
平成25年5月24日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成25年6月7日から平成25年10月7日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

#### 特定施設の新設について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86条。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり、特定施設の新設の届出があったので、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係市町村（当該特定施設の新設の予定地の所在する市町村（以下「立地市町村」という。）、立地市町村

---

に隣接する市町村及び条例第11条第2項の規定により知事が指定した市町村をいう。)の住民等(当該関係市町村の区域内に居住する者、当該関係市町村において事業活動を行う者及び当該関係市町村に存する団体をいう。)は、この届出に関し、条例第13条第2項の規定により、この公告の日から3か月以内に県に対して、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を述べることができる。

平成25年6月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 特定施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (1) 名称 ・ユニー株式会社  
・ほか1者
- (2) 住所 ・愛知県稲沢市天池五反田町1番地  
・ほか1者
- (3) 代表者の氏名 ・代表取締役 佐古 則男  
・ほか1者

2 特定施設において事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (1) 名称 ・ゼビオ株式会社  
・ほか5者
- (2) 住所 ・福島県郡山市朝日三丁目7番35号  
・ほか5者
- (3) 代表者の氏名 ・代表取締役 諸橋 友良  
・ほか5者

※店舗No.2において事業を行う者は、未定

3 特定施設の名称

シネマする街千秋通り

4 特定施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地の面積

- (1) 所在地 長岡市千秋二丁目1087番地1外
- (2) 敷地の面積 27,990平方メートル

5 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日及び特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日

- (1) 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日  
既存宅地のため開発行為に係る工事は不要
- (2) 特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日  
平成25年12月25日(予定)

6 特定施設の新設をする日

平成26年8月26日(予定)

7 特定施設の床面積の合計及び店舗面積の合計

- (1) 特定施設の床面積の合計  
15,146平方メートル
- (2) 特定施設の店舗面積の合計  
9,035平方メートル

8 特定施設の集客予定数及び集客を予定している区域

- (1) 特定施設の集客予定数  
1日当たり約10,000人
- (2) 特定施設の集客を予定している区域  
長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、燕市、魚沼市、弥彦村、出雲崎町及び刈羽村の区域

9 届出年月日

平成25年5月24日

10 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、長岡市商工部商業振興課、新潟市経済・国際部商業振興課、三条市経済部商工課、柏崎市産業振興部商業労政課、小千谷市商工観光課、十日町市産業観光部産業政策課、見附市産業振興課、燕市商工観光部

商工振興課、魚沼市商工振興課、弥彦村産業振興課、出雲崎町産業観光課及び刈羽村産業政策課でも閲覧可能)

## 11 縦覧期間

平成25年6月7日から平成25年9月7日まで

---

**公聴会の開催について（公告）**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、妙高都市計画道路の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成25年6月7日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 公聴会の日時

平成25年7月8日（月）午後2時から

## 2 公聴会の開催場所

妙高市栄町5番1号

妙高市役所 402・403会議室

## 3 事案の概要

別紙－1「妙高都市計画道路の変更（新潟県決定）新井地域」及び別紙－2「妙高都市計画道路の変更（新潟県決定）妙高高原地域」のとおり。

## 4 素案の縦覧

新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課、妙高市建設課及び妙高市妙高高原支所において、6月18日（火）まで縦覧に供する。

## 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

妙高市の住民

## 6 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛の書面を、公述申出先へ提出することにより行う。

## 7 公述申出期限

平成25年6月18日（火）（必着のこと。）

## 8 公述申出先及び問合せ先

(1) 上越市本城町5番6号（〒943－8551）

新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課

電話 025－526－9516

(2) 妙高市栄町5番1号（〒944－8686）

妙高市建設課

電話 0255－74－0025

(3) 妙高市大字関川997番地（〒949－2112）

妙高市妙高高原支所

電話 0255－86－3131

## 9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。

## 10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

## 11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

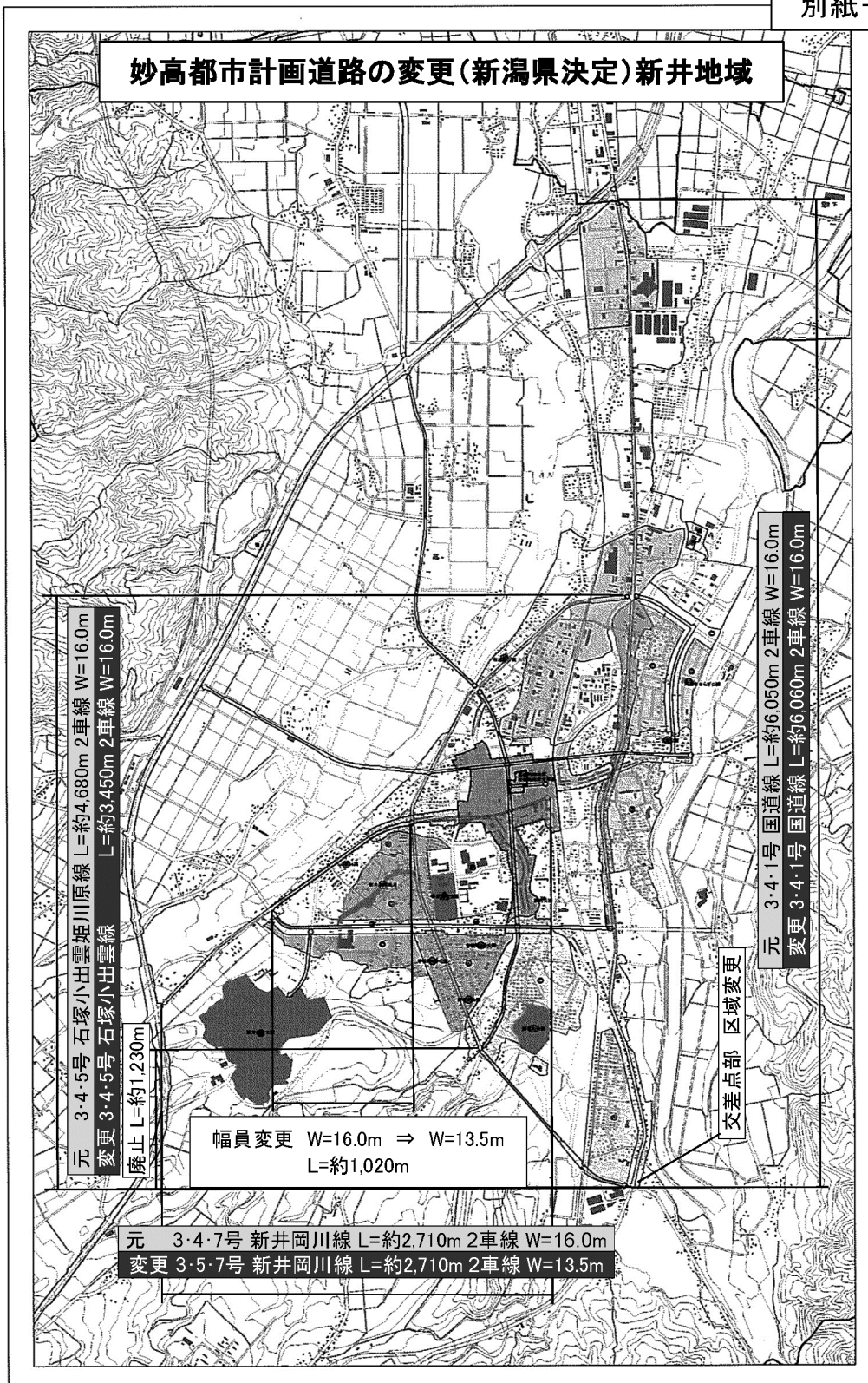
なお、会場への入室は、午後1時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の30名になり次第終了する。

## 12 公聴会の中止

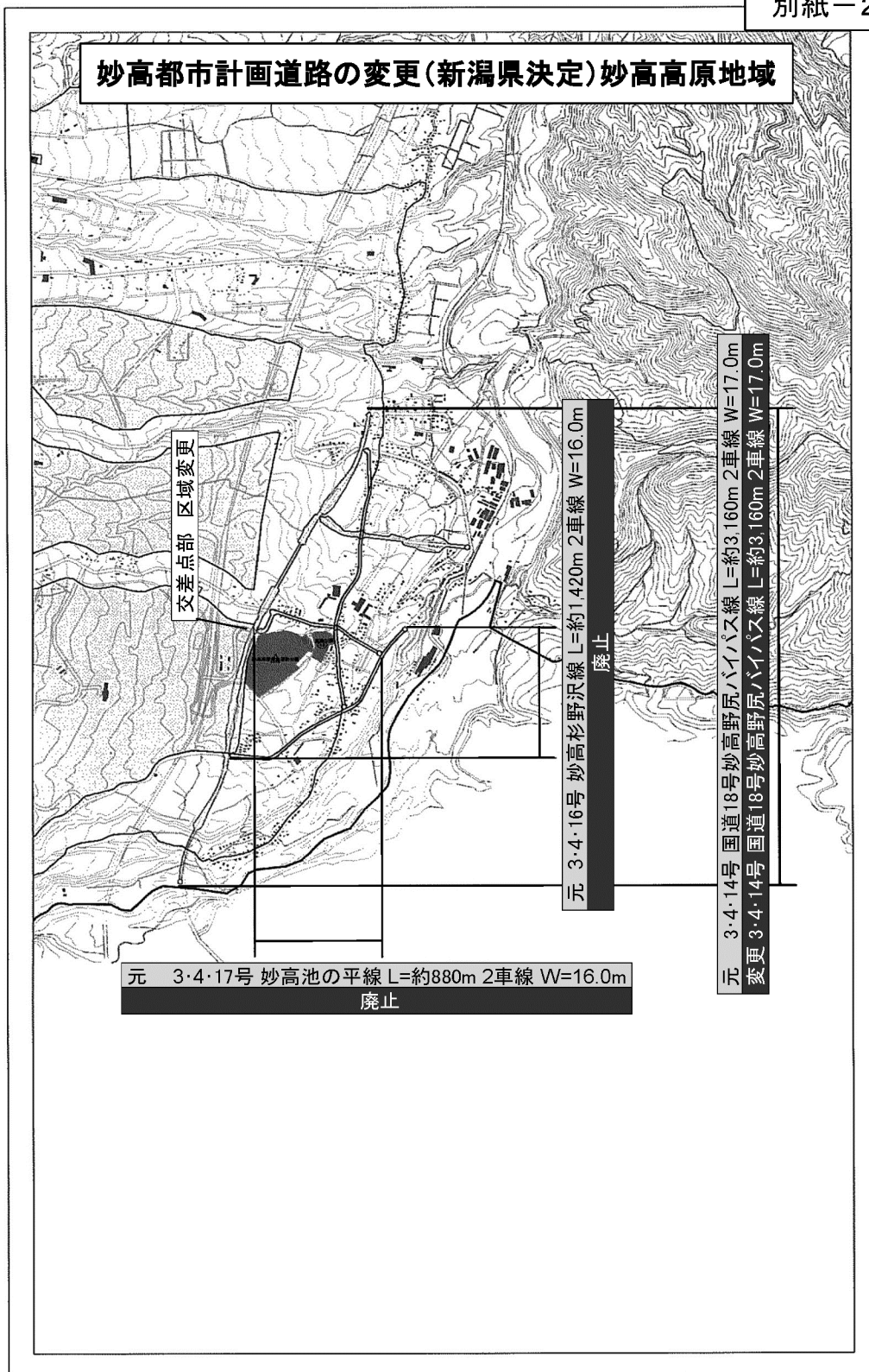
公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

別紙-1

妙高都市計画道路の変更(新潟県決定)新井地域



別紙-2



特定調達契約の落札者等について (公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成

7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年6月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調達件名及び数量

- |                                |    |
|--------------------------------|----|
| (1) ロータリ除雪車 (2.6m級、スイング式雪切板付)  | 1台 |
| (2) 除雪ドーザ (13t級、マルチプラウ、反転エッジ付) | 1台 |
| (3) 小形除雪車 (1.0m級)              | 7台 |
| (4) 小形除雪車 (1.3m級)              | 2台 |

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

購入等

4 契約方式

一般競争入札

5 落札決定日

平成25年5月9日

6 落札者の氏名及び住所

- (1) 上記1(1)及び(4)について

株式会社KCMJ新潟営業所

新潟県新潟市東区下木戸3丁目1番60号

- (2) 上記1(2)について

コマツ建機販売株式会社関越カンパニー

新潟県新潟市西区山田2307番地

- (3) 上記1(3)について

株式会社コバリキ

新潟県新潟市中央区下大川前通四之町2185番地

7 落札価格

- (1) 上記1(1)について

36,551,440円

- (2) 上記1(2)について

15,743,590円

- (3) 上記1(3)について

43,224,580円

- (4) 上記1(4)について

22,366,880円

8 入札公告日

平成25年3月22日

9 落札方式

最低価格

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、血液成分分離装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年6月7日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量



血液成分分離装置 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年8月30日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年6月18日(火) 午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

- ② 詳細は入札説明書による。

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電動ベッドについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年6月7日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

電動ベッド 23式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

- (3) 納入期限

平成25年9月30日（月）

- (4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

#### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

#### 4 入札、開札の日時及び場所

平成25年6月18日（火）午前10時20分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

#### 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

## (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (8) その他

- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ベッドサイドモニタ、送信機について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年6月7日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

ベッドサイドモニタ 5台

送信機 6台

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成25年9月30日(月)

## (4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成25年6月18日(火)午前10時40分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

② 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、自動汚物容器洗浄装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年6月7日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

自動汚物容器洗浄装置 3式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年9月30日（月）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年6月18日(火) 午前11時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

正 誤

平成25年5月17日付け新潟県告示第716号(保安林の指定予定)中

ページ	行	誤	正
9	29	2991の1	2991の1 (次の図に示す部分に限る。)
9	39	「次のとおり」は、	「次の図」及び「次のとおり」は、